

福岡県障がい者長期計画
(令和3年～令和8年)体系

基本目標	障害のある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
------	--

	事 項 名
基本的 視点	(1)障がい理由とする差別の解消
	(2)障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
	(3)地域社会における共生等
	(4)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
	(5)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
	(6)障がい特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援
	(7)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

施策の円滑な推進	・連携・協力の確保 ・理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
----------	----------------------------------

次期福岡県障がい者長期計画(令和9年～令和14年)体系(案)

基本目標	障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
------	--

	事 項 名	考 え 方
基本的 視点	(1)障がい理由とする差別の解消	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)」等に基づき、市町村や障がい者団体等の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や県民一般の幅広い理解の下、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。 ・障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行います。
	(2)障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援	障がいのある人を、自らの決定に基づき社会のあらゆる分野における活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援します。
	(3)地域社会における共生等	障がいのある人すべてが、個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ります。 ・社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大
	(4)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	・障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするためには、障がいのある人のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた施策を推進するに当たっては、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。 ・障がいのある人への移動の支援や情報の提供など、様々な場面でアクセシビリティに配慮した情報通信技術(ICT)を始めとする新たな技術が浸透している現状を踏まえ、利活用が可能なものについては、積極的な導入を支援します。
	(5)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を図って総合的な施策の推進に取り組み、切れ目のない支援を行います。 また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。
	(6)障がい特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援	障がい者施策の実施に当たっては、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性に配慮します。特に新型コロナウイルス感染症を はじめとする新興感染症 や大規模災害の発生といった事態にあっても必要な支援が実施できるよう配慮していきます。 障がいのある女性は、それぞれの障がい特性、状態等により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点についても配慮します。 また、障がいのあるこどもは、成人の障がいのある人とは異なる支援を行う必要があることに留意するとともに、障がいのある高齢者の施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施します。
	(7)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障がい者施策のPDCAサイクルを構築し、着実に実行 及びPDCAサイクル等を通じた施策の不断の見直しを図ります。 ①企画(Plan) 障がいのある人や障がいのある人を取り巻く社会環境の実態把握を適切に行い、課題を抽出し、その解決に向け、具体的な成果目標を設定した効果的な施策を企画できるよう努めます。 ②実施(Do) 障がいのある人やその家族を始めとする関係者の意見を踏まえながら、本計画に基づく取組の計画的な実施に努めます。 ③評価(Check) 福岡県障がい者施策審議会において、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するとともに、施策の進捗状況を評価します。 ④見直し(Act) 計画の推進に係る取組の実施状況やその効果に係る評価結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、県において所要の対応を検討します。 社会情勢の変化等により計画の変更の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても、見直すこととします。

施策の円滑な推進	・連携・協力の確保 ・理解促進・広報啓発に係る取組等の推進	
----------	----------------------------------	--

福岡県障がい者長期計画
(令和3年～令和8年)体系

	事 項 名
分野別 施策	1 差別の解消、権利擁護 の推進及び虐待の防止
	2 安全・安心な生活基盤の 整備
	3 情報化の促進と意思疎 通支援の充実
	4 防災、防犯、消費者保護 の推進
	5 自立した生活の支援・意 思決定支援の推進
	6 保健・医療・福祉分野の 連携による支援の充実
	7 行政等における配慮の 充実
	8 雇用・就業機会の確保、 経済的自立の支援
	9 教育の充実
	10 文化芸術活動・スポー ツ等の振興

次期福岡県障がい者長期計画(令和9年～令和14年)体系(案)

	事 項 名	考 え 方
分野別 施策	1 差別の解消、権利擁護 の推進及び虐待の防止	社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、市町村、障がい者団体等との連携を図りつつ、障害者差別解消法及び福岡県障がい者差別解消条例の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や県民の幅広い理解の下、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。 また、障がいのある人の権利擁護のため、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組みます。
	2 安全・安心な生活基盤の 整備	障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がいがある人などの意見を踏まえ、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりの総合的推進、障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等を通じ、障がいのある人が生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。 また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症や大規模災害の発生といった事態にあっても、障がいのある人に配慮した生活環境の実現を図ります。
	3 情報化の促進と意思疎 通支援の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がいのある人が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。 あわせて、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。
	4 防災、防犯、消費者保 護の推進	障がいのある人が安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所(福祉避難スペース)を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等、きめ細やかな対策を推進します。 また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。
	5 行政等における配慮の 充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、県の窓口等における障がいのある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。 また、障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙や司法手続等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
	6 保健・医療・福祉分野 の連携による支援の充実	障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーション・療育を受けられるよう、地域医療体制等の充実や保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実を図ります。 特に入院中の精神障がいのある人については、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療の提供・支援を行うことによって早期退院・地域移行を推進します。 あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進めます。
	7 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。 また、障がいのある人の地域移行を一層推進し、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。 さらに、障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組みます。
	8 教育の充実	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。 また、高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進するため、障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。 さらに、障がいのある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。
	9 雇用・就業機会の確 保、経済的自立の支援	障がいのある人が質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。 また、一般就労が困難な者に対しては障がい者施設における就労支援の充実・強化により工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
	10 文化芸術活動・ス ポーツ等の振興	障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与します。 また、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。 さらに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、障がい者スポーツの一層の普及に努め、障がい者スポーツの競技力向上を図ります。